## 令和6年度事業計画(案)

自 令和6年4月 1日至 令和7年3月31日

昨年度、新型コロナウイルス感染症による行動制限が解消され、これに伴い これまで鈍化していた経済活動が回復し、不動産市場においては、国内外から の需要が増加し、地価上昇の動きが全国的に強まっている。

今後、地価上昇の勢いは多少鈍化するにせよ、令和6年以降も引き続き維持 されることが予測され、不動産流通の増加に伴い自ずと不動産広告が増加する ことが予想される。

このような見通しの中、当協議会は、不動産の表示に関する公正競争規約( 以下、「表示規約」という。)及び不動産業における景品類の提供の制限に関す る公正競争規約(以下、「景品規約」という。)を円滑、効果的に運用すること により、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者の自主的、かつ、合理的な選択 及び事業者間の公正な競争を確保することを目的として、事業を展開する。

まず、規約の周知徹底に関する事業について、令和4年9月1日に表示規約部分が大幅にリニューアルされたが、引き続き当該変更点について、事業者及び広告代理店等に対して、重点的に解説を行う。また、今年度は景品規約が一部変更される予定があり、変更がなされれば同じく周知徹底を図っていく。その他に、広告作成に係る事前相談を中心に啓発活動及び相談業務を積極的行い、規約違反の未然防止に力を入れていきたい。

規約に関する相談及び規約の適用を受ける事業者の指導に関する事業としては、当協議会のホームページ等を利用して、消費者や事業者から違反の疑いのある広告について申告できる機能の搭載を検討する。これにより、違反疑いのある広告の調査の端緒としたい。

今年度も各地区調査指導委員会で担当している指導者・事務局等を対象とした「規約指導担当者研修会」を実施し、特に各地区間の格差を是正するための意見交換や措置基準統一のために担当者のさらなるレベルアップを図りたい。

本協議会は、引き続き、一般消費者に対する適正な不動産情報の提供の推進、不動産広告に対する信頼の向上及び不動産取引の公正化を図るため、公正取引委員会、消費者庁、国土交通省をはじめ関係行政機関の指導のもと、正会員、賛助会員、関係団体等と緊密に連携し、公正・中立な運用機関として、規約の積極的な普及と適正な執行及び広告表示の適正化を目的として、以下の事業を展開していく。